

警防第158号  
令和3年6月15日

習志野市個人情報保護審議会 様

習志野市消防長 廣瀬 義嗣



習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく諮問に  
ついて

習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく本人以外から  
の個人情報の収集について、別紙のとおり諮問いたします。



## 諮問事案

### 本人以外からの個人情報の収集内容

所 管 課 名	警防課
個人情報取扱事務の名称	消防活動における動画撮影等に関する基準による画像記録
個人情報取扱事務の目的	火災、交通事故、地震、自然災害、テロ災害等の複雑多様化する災害の消防活動をより迅速、かつ、適切に遂行し、消防力を向上させるとともに、消防の任務を十分に果たすため
個人情報の対象者の範囲	消防本部所有の動画撮影機器により撮影された災害現場の関係者
収集の方法	消防活動時における動画撮影機器による収集
収集の根拠	<p>条例第7条第3項の次の項目に該当する。</p> <p>■第7号 審議会諮問 新規</p> <p>[収集する理由]</p> <p>消防活動時における動画撮影は、火災の原因並びに消火のために受けた被害の損害調査、活動報告書の作成及び教養資料の作成等を目的に撮影するため、その業務の性質上本人以外から個人情報を収集する必要がある。</p> <p>よって、習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定により諮問するものである。なお、当該動画撮影機器の運用にあたっては、「消防活動における動画撮影等に関する基準」を施行する予定である。</p>

根拠法令等がある場合は、写しを添付すること。